

特記仕様書

事業番号 令和7年度 第1号

事業名 防災林造成事業

事業場所 大津市木戸

工種区分 森林整備B

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和7年10月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）によるものとする。

第2条 本工事の施工にあたっては、『森林整備事業請負契約約款』（以下、「約款」という。）、『治山事業における森林整備施行要領』（以下、「要領」という。）および『「治山事業における森林整備施行要領」の運用等について』（以下、「運用等」という。）を遵守すること。

第3条 表題に記載した工種区分により、約款第10条により設置する専門技術者は、要領第7条および運用等第11項に定める資格を有すること。

第4条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格等を有している者（労働安全衛生規則第36条第8号の2特別教育の修了者）を配置すること。また、刈払機を使用する場合には、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を受けた者を配置し、『「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について』（昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用すること。

第5条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うものとする。

2 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。

また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。

3 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 本工事は、発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式(完全週休2日)工事である。

完全週休2日実施に関する事項は、別添「(土木工事版)週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、完全週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が完全週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

第7条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-28 工事中の安全確保

受注者は、森林土木工事安全施工技術指針(平成15年3月27日付け林野庁森林整備部長通知)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

1-1-1-36 諸法令の遵守

(労働時間)

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

1-1-1-42 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第13編 治山編

第3章 森林整備

第3節 山腹工の各工種

13-3-3-9 伏工(植生マット)

種子の配合については、林野庁発行の「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き（平成23年1月）」により決定する予定であるため、植生マット等の種子の配合については 同手引きに記載された内容を理解した上で検討するものとし、材料発注に先立ち必ず配合表を添付した“工事材料の使用について”を提出すること。これを怠り問題が生じた場合は、受注者の責任において問題を解決すること。

第4章 森林整備

第3節 植栽工等

13-4-3-1 一般事項

1. 第1編土木工事共通編第1章総則1-1-1-25に定めるものに優先して別紙「土木工事施工管理基準 治山・林道編」にて管理を行うものとするものとする。なお、事業の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難い場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 風倒木の整理については、2~3mに玉切りし、等高線に沿って適当な長さで千鳥状に棚積みすること。

その他

1. チェーンソーについて

- ・チェーンソーは、労働安全衛生法第42条の規定を満たした規格のチェーンソーを使用するものとする。

また、使用するチェーンソーの排気量が40cc以下の場合については、ソー・チェーンの切断等による危険を防止するためハンドガードを備えており、キックバックを防止するための装置を備えているものを推奨する。

2. 現場代理人の適正な配置について

- ・請負人は、現場代理人と請負人との直接的な雇用関係が確認できる下記の資料を提出すること。

組織の形態	現場代理人	提出書類
法人	従業員 (代表者含む)	当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し
個人事業所	健康保険法における ・適用事業所（注1） ・包括適用事業所（注2）	従業員 当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し
	代表者と同居の親族 国民健康保険証の写し (同居の確認)	
	代表者	不要
上記以外の個人事業所	従業員	当該事業所名記載の健康保険被保険者証の写し
	雇用保険に加入できない65歳以上の従業員	当該事業所名記載の前年の源泉徴収票の写し 生年月日が確認できる公的書類の写し
	代表者と同居の親族	国民健康保険証の写し (同居の確認)
	代表者	不要

(注1) 原則として、常時5人以上の従業員（代表者および代表者と同居の親族を除く）を使用する事業所をいう。

(注2) 強制適用事業所とならない事業所で地方社会保険事務所長等の許可を受けて適用事業所になった事業所をいう。

3. 仮設工一般について

- ・仮設工の施工にあっては、事前に周辺地形や環境に及ぼす影響について十分検討し、施工するものとする。
- ・仮設工のうち、任意仮設と指定仮設の別は以下の表のとおりとする。

表 仮設工等指定および任意事項区分表

種別	工法	任意指定区分				備考
		工事目的物	指定仮設指定事項	参考図扱い	任意仮設任意事項	
運搬設備工					○	

- ※ 任意仮設については出来形管理を要しないものとする。
- ※ 任意仮設の施工数量については、設計変更の対象としないが、施工にあたっては周囲への影響が最小限となるよう十分に検討を行うものとする。ただし、受注者の責任に因らない理由で変更を行う必要が生じた場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

4. 仮設工(ケーブルクレーン)について

- ・架設工(ケーブルクレーン架設)の施工については、第3編3-2-13-4 架設工(ケーブルクレーン架設)の規定による。
- ・ケーブルクレーンの設置・運転等にあたっては、「労働安全衛生法」ならびに「クレーン等安全規則」を遵守し、必要な手続・点検等の実施記録を提出しなければならない。
- ・ケーブルクレーンにかかる規格および設置個所等については、現地状況に合わせて検討を行い、結果を打ち合わせ簿にて提出すること。

5. 重機進入路・立木(支障木)の伐採集積について

- ・重機進入路の経路とそれに伴う支障木伐採については、地権者の立会を行う必要がある。

現地踏査により、重機進入路の経路および伐採範囲の確認を行い、次の事項にかかる調査結果を監督職員に打合せ簿等により提出するものとする。

- (1) 伐木処理本数
- (2) 伐木毎の胸高直径

立会の実施にあたり、立会前には必要な範囲を明示すること。

- ・伐採立木については、所有者のものであるため慎重に取り扱うこと。また、伐採木以外の立木については、傷つけないように必要な保護をすること。
- ・伐採後は枝払いおよび所有者に確認した長さに玉切りを行い、流下の恐れのない安全な場所に運搬、集積するものとし、集積場所の詳細については、監督職員と協議によるものとする。また、発生した枝条は等高線に沿って適当な高さで千鳥状に棚積みするものとし、棚積みは歩道、車道、施設等の周辺を避けて行うものとする。

- ・根株については、原則現場内処理するものとするが、流木となるおそれがある等の場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とし、産業廃棄物として処分すること。

6. 地域住民への対応

- ・本事業の事業箇所に至るには、びわ湖バレイ駐車場を通る必要がある。そのため、通行にあたっては、事前に施設側と調整を行うこと。
- ・受注者は、工事施工にあたり、近隣関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。また、近隣関係者から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもって対応し、自社解決に当たらなければならぬ。
- ・受注者は、近隣関係者、地方公共団体と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- ・受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

7. その他事項について

- その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し承諾を得た上で作業を進めること。